日・インド社会保障協定

背景

現在、インドに派遣される駐在員は、日・インド両国の年金制度への加入義務あり。
➡ ①保険料の二重払い、②保険料掛け捨てが生じている。

社会保障協定の締結

年金
（国民年金、
厚生年金保険等）

負担の軽減
→人的・経済的交流の一層の促進

年金
（老齢、遺族及び
障害年金）

◎在留邦人：5,554人（2011年10月）
◎駐在日系企業：926社（2012年10月）
・製造業（自動車・二輪車、家電、製薬等）

※締結につき経済界から強い要望あり。

協定の主な内容

①二重加入（両国への社会保険料の支払い）の問題の解消
5年以内：日本の年金にのみ強制加入
5年超：原則としてインドの年金にのみ強制加入
②保険料掛け捨て問題の解消
派遣期間が5年を超えるが、年金受給資格期間(日本：25年、インド：10年)を満たさない場合
→両国の通算保険期間が受給資格期間を満たせば、双方から支払保険料に見合う分の年金を支給
※協定締結による日本企業の負担軽減額は推計約23億円／年（厚労省試算）

インド側は議会承認手続不要